

◎開会

○高丸統括指導主事 それでは、皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私、教育部の高丸一哉と申します。本日の進行を務めさせていただきます。

委員会に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。次第の下部に本日の配付資料が載っております。まず次第、そしてその裏面が皆様の名簿となっております。お名前等お間違いないでしょうか。そして、その次に資料1、武蔵野市子どもの権利条例、資料2、いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則、こちらは1枚物になっております。資料3、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン、冊子になっているものですね。そして資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、こちらはステープラーで左を留めたものです。そして1枚物で資料5、武蔵野市いじめ防止基本方針の掲示資料、最後に資料6、武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂の方向性についてというところでご用意させていただいております。何か足りないものなどございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、後ほどお話しさせていただきますけれども、事前にご了承いただきたいこととして、本委員会でお伝えする内容あるいは審議の際に知り得た秘密等につきましては、守秘義務がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員会ですけれども、議事録については、後ほど皆様のお名前を伏せた状態で、後日、市のホームページに公開する予定でございます。ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第1回武蔵野市いじめ問題対策委員会を開催いたします。

◎委嘱状交付

○高丸統括指導主事 初めに委嘱状の交付でございますが、時間の都合上、机上配付にて代えさせていただきます。ご了承ください。ご自分のお名前を委嘱状でご確認いただきまして、よろしくお願いいたします。委員の任期は2年ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎教育委員会あいさつ

○高丸統括指導主事 続きまして、教育委員会挨拶です。

吉原教育長、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉原教育長 皆様、改めましてこんにちは。まずもって本日は大変お忙しい中、武蔵野市いじめ問題対策委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

私、4月からこの武蔵野市で教育長として務めております。以前、教育委員会の事務局のほうで仕事をさせていただいたこともありますので、久しぶりにまた武蔵野で仕事をさせていただくことを大変うれしく思っております。

それから市内の小・中学校もちょうど今日が1学期の終業式ということで、子どもたちにとってははいよいよ心躍る夏休み、受験生もおりますけれども、多くの子どもたちにとっては待ちに待った夏休みが、また明日から始まる状況です。ただ、先生方にとっては、まだまだ三者面談があったり、また、研修等もこの夏予定していますので、先生たちにとってはまだまだ忙しい時間が続くかと思います。

私のほうから、初めにこの委員会の趣旨等についてご説明させていただきたいと思います。この委員会は、令和5年4月に武蔵野市の子どもの権利条例が施行されて、それを契機に設置されたものでございます。目的としましては、武蔵野市のいじめ防止に関して、その対策を実効的に推進するために、教育委員会の取組に対して今日お集まりの先生方から、ご専門の見地から様々ご意見を頂戴したいなというふうに思っております。この後、教育委員会のいじめ防止等の取組の説明もさせていただきますけれども、ぜひ専門的なお立場から忌憚のないご意見を寄せていただければ幸いです。それから、市立小・中学校でいじめの重大事態が発生した場合におきましては、今日お集まりの委員の皆様にご協力をお願いすることもございますので、その点に関しましてもご了解いただければと思います。

そしてまた、昨年度に引き続き委員を継続してお引き受けくださっている皆様には、引き続きよろしくお願いいたしますということと、また感謝を申し上げたいと思います。

このいじめに関して様々、国や都の動きが目まぐるしく変わっておりまして、令和4年には生徒指導提要が改訂された中で、このいじめ防止に関する基本的な考え方、後でまた事務局よりご説明いたしますけれども、様々、国や都のいじめ防止や生徒指導に対する考え方も刻々と変わっておりまして、私たちもその趣旨を十分に踏まえた、いじめ防止に限らずですけれども、生活指導に取り組むことを今求められていますので、そういった意味でも常に国の動向や都の動向を踏まえた取組が、今、求められております。

それから令和6年には文科省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインも改訂されまして、そのことについても私たちはきちんとその内容を理解し、また運用していくべき責任が問われています。そしてまた東京都も今年6月にいじめ総合対策の第3次が策定されましたので、この数年でも様々な新しい動きがございますので、そういったことも踏まえまして委員の皆様とともに、子どもたちの心をしっかりと守るという観点で様々なご指導、ご助言をいただければというふうに思います。

最後に、武蔵野市も今後、市のいじめ防止基本方針を改訂してまいりたいと考えております。本日もその説明をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひこれに関しましても様々ご意見を頂戴できればというふうに思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

◎議事

○高丸統括指導主事 では、ここから議事に入らせていただきます。

議事の（１）番です。委員長及び職務代理の選出ということで、武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則の第3条に基づきまして、委員長を委員の互選にて決めたいと思いますが、どなたかご推薦ありますでしょうか。

○委員A 第4期武蔵野市の教育計画策定にも携わられた相原委員を委員長として推薦させていただきたいと思います。

○高丸統括指導主事 ということで、今、相原委員のご推薦がありましたけれども、相原委員に委員長をお願いするというので、皆様、よろしいでしょうか、よろしいければ拍手をいただければと思うんですけども。（拍手）

ありがとうございます。

○委員長 それでは、初めての委員ですけれども、皆さんの意を酌んで進められるように努力しますので、よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 次に、規則の第3条の2に、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理するとあります。委員長のほうからどなたかご推薦いただけますでしょうか。

○委員長 では、僭越ですけれども、私のほうから太田委員をご推薦させていただければと思います。人権擁護と、そしていじめ防止は関連する部分が強いので、その点からもまたご示唆いただくという意味で太田委員に、ぜひ職務代理ということで、よろしくお願いいたします。（拍手）

○高丸統括指導主事 皆様ありがとうございます。

それでは、議事の（２）番になってきますが、ここから進行を委員長にお願いできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これから引き続き会を進行させていただきます。

議事の（２）委員会の位置付け及び運営等についてということで、こちらについて事務局よりご説明をお願いいたします。

○高丸統括指導主事 それでは、私のほうより本委員会の位置づけと運営等について、まず説明をさせていただきます。

資料のまず１、武蔵野市子どもの権利条例をご覧ください。先ほど教育長からもありましたが、武蔵野市では、令和５年４月１日より武蔵野市子どもの権利条例を施行いたしました。資料１の中段にございます網かけがされているところですが、**「武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます」**としておりまして、この実現に向けてということで３ページをご覧くださいますと、また網かけさせていただいておりますが、市として特に大切にされる権利として８つの権利の保障を示しているところでございます。安心して生きる権利、自分らしく育つ権利など様々ございます。いじめがこれらの権利を侵害する大きな行為というところで、市として本条例にていじめの防止を明確に位置づけているところでございます。それが書かれているところが３枚めくっていただいて４枚目、第６章、子どもの安全と安心の確保というところの第２３条でございます。**「いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません」**と示して、学校を初めとした**「市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みます」**と規定をしているところでございます。

そして、これに基づきましてその裏面でございます。第２５条をご覧ください。武蔵野市いじめ問題対策委員会が、このいじめ防止のための対策を実効的に推進するために教育委員会の附属機関として設けられているところでございます。第２５条の２と３をご覧くださいたいんですけれども、本委員会は、いじめの防止等の対策について教育委員会に意見を述べることができます。後ほどご説明いたしますが、今年度は本市のいじめ防止基本方針、そしていじめ防止基本方針の具体的方策について改訂していきたいと考えているところでございます。第１回の今回は、現行の基本方針や具体的方策についてこの後説明をさせていただきますので、そちらについ

て皆様からご意見をいただき、今後、改訂案を作成、教育委員会のほうで協議をいたしまして、そしてその後、第2回の委員会で改訂案を皆様にご提示をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ皆様をお願いする内容がございます。第25条の4をご覧ください。「対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します」とあります。この法というものが何かということなのですが、こちらはいじめ防止対策推進法のこととございまして、法の28条にていじめの重大事態に関する規定が示されております。そのいじめの重大事態が市立小・中学校で発生した場合に、こちらの委員会でその実態を調査する委員会になっていきます。先ほどから申し上げましたとおり、この調査はいじめに関係した者の個人情報を取り扱うということになりますので、25条の8にございますが、「対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします」と規定をさせていただきますので、こちらについては何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こちら資料1につきましては以上ですが、続いて、いじめの重大事態とは具体的にどういったものなのかということについてお話をしたいと思います。資料がちょっと飛んでしまうんですけども、資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、こちらの15ページを見ていただくとすぐ分かりやすいかと思います。資料4、いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の15ページをご覧ください。こちらにいじめの重大事態への対処ということで書かれておりますが、いじめの重大事態の一つに、生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合というのがございます。具体的には児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合といった場合が挙げられております。

もう一つが下の丸ですが、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合ということで、これは不登校の定義を踏まえて年間30日ということが目安で示されております。ですが、一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者、この場合では教育委員会、または学校の判断で重大事態ということで認識をしていきます。こうした事態が生じた場合に、本委員会の中で調査部会というものを立ち上げまして、実態の調査に当たっていただくということになります。

では次に、調査部会がどのようにいじめの重大事態の調査を行うかというところ

なんですけれども、資料はちょっと戻っていただきまして、資料２、武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則をご覧ください。資料２でございます。こちらの裏面の第６条でございます。調査部会、裏面の第６条の特に２から５を見ていただければと思います。２になりますが、「調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する３人以上をもって組織する」、「３ 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する」、「４ 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する」、「５ 調査部会は、必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめに関係のある者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる」というふうになっています。つまり、調査するいじめと関係のない委員の方々３人以上によってこの調査部会というのを設けまして、いじめの関係がある方、例えばいじめの被害者であるとかその家族、あるいは、加害者や関係教員などから事情を聴取して、その結果を対策委員会に報告するというのが調査部会になってきます。

こうやって説明すると、正直これで本当にできるのかしらというふうにお感じになって不安になられる方もいらっしゃるかと思います。国においてもこの重大事態ということの案件が非常に増えてきているということがありまして、資料の３になるんですが、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインというものが昨年８月に改訂をされました。こちらは文科省のホームページに記載されているものを全て印刷してきたものでございます。こちらに被害児童・生徒や保護者等に対する調査方針の説明、あるいは調査に当たっての具体的な留意事項ということが書かれています。万が一、今後重大事態が発生し調査部会を設けるとなった場合には、こちらのガイドラインを参考に調査を行っていきます。ちょっと分量が多いんですけども、もしよろしければお時間があるときにお目通しいただけますと幸いです。

私からは、まずはこの運営についての説明ということは以上でございます。

○委員長 今、事務局からご説明が種々ありましたけれども、何かご質問等があればこの場でお伺いしておこうと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。皆さん、大丈夫ですか。分かりました。

それでは、本委員会の位置づけと運営に関することについてはここまでとします。

次の議事ですが、議事（３）ですけれども、武蔵野市のいじめに関する現状と取組ということで、今スライドも映されていますけれども、事務局よりご説明のほう

をよろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 それでは、続きまして、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、本市のいじめに関する現状と取組ということにつきまして、指導主事より現状、具体的な取組ということでご説明をさせていただきます。

○奈良指導主事 では、私から説明させていただきます。こちらにスライドも映しますので、少し見づらい方は席を調整していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず武蔵野市立小・中学校におけるいじめの現状についてご説明させていただきます。令和2年度から6年度のいじめの認知件数の推移についてです。市教育委員会として実施する児童・生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査を通じて、いじめの認知件数を把握しております。小学校は令和3年度から減少及び横ばいが続いております。中学校は令和3・4年に比べて令和5・6年度は減少しております。なお、今年度の数値は速報値のため、この後若干の変動がございますことをご承知おきください。

6年度の学年別いじめの認知件数です。小学校2・3年生が最も多く、これは昨年度までの傾向と同様でございます。学年が上がるにつれて件数が減っております。要因としては、小学校では1から3年生の児童は何でも打ち明けてくることが多いため、このように件数が増える傾向が多く、中学校では大人に言わなくなってくる生徒もいることが影響していると考えられます。また、東西の学校の件数を分析いたしましたが、地域による差はございませんでした。

続いて、いじめの様態についてご説明いたします。件数が多い様態として小学校・中学校ともに、冷やかしの嫌なことを言われるといった言葉によるいじめの行為が挙げられます。小学校では身体的ないじめ、仲間外れも多く見られます。また、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる件数は、小学校が10件、中学校が6件となっております。多くの事案は年度末までに解消しておりますが、いじめの解消のめやすとして3か月間は経過観察することが求められておりますので、各校では年度をまたぐ際、丁寧に行っております。

では、ここから、いじめの未然防止や早期発見、対応に向けた指導課の取組について4点ご説明させていただきます。

1点目、市いじめ防止基本方針ポスターの取組についてでございます。資料5をお手元に配付しておりますので併せてご覧ください。こちらはいじめの問題を他人事とせず常に子どもたちが意識していくことができるよう、学校の教室等に掲示し

ております。ポスターの上部の枠の中に、年度当初にいじめの防止に向けて何ができるか話し合い、学級や学年で考えたスローガンを記入します。下にある2つの丸には、11月や2月のふれあい月間でスローガンに対する振り返りを行い、修正や追加があれば記入をします。また、武蔵野市いじめ防止基本方針を併記してごさいます。

続きまして、ふれあい月間の取組についてでございます。ふれあい月間ですが、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果を把握することを目的として、6月、11月、2月の3回行っております。市立小・中学校の全学級においてアンケートを実施し、いじめの実態把握に努めております。そのアンケートの結果は校内で共有し、気になる記述があった場合には面談等を行って詳細に聞き取り、解決に向けて対応しております。

こちらがふれあい月間アンケートの実施の流れとなっております。例えば、「次のうちどのようなことをされて困っていますか」、「アンケートのことで先生と話したいですか」などの項目がございます。これは児童・生徒が持っている学習者用端末にて回答できるフォームで行っているところでございます。また、教員が日頃取り組んでいる自身のいじめ防止対策について振り返る教員シートを各教員が行い、画面のように学校シートにまとめ、PDCAサイクルによる評価・改善を行っております。

3番、続いていじめ防止重点月間の取組についてご説明をします。本市では9月をいじめ防止重点月間と位置づけ、組織的ないじめ問題に対する相談体制の強化をお願いしております。保護者に向けてこちらのようにいじめ防止のリーフレットを配布し、いじめの早期発見やいじめの防止の啓発を行っております。昨年度はいじめのサイン発見シートと題し、家庭での早期発見につながるチェックシートを作成しました。

4番目です。いじめ防止に関する教員研修についてです。副校長や若手教員向け対象の研修等を行っております。内容として、いじめ対策の取組を振り返るチェックリストを示し、それぞれの対策に対して振り返りを行い検討をしております。

4番目です。いじめ防止に関する授業の実施についてです。各学校では道徳や特別活動などの時間においていじめ防止に関する授業を実施しております。こちらの画面は光村図書中学校2年生道徳「『いじり』って」という題材です。本授業ではいじりとはどんな行為や状況なのか考えさせ、改めて友情を育むために大切なことに目を向けさせております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、今、武蔵野市のいじめに関する現状と、武蔵野市教育委員会、さらには学校を含めての取組についての具体策をご説明いただきましたけれども、何かご質問、ご感想でも結構ですので何かいただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、委員B、お願いします。

○委員B ご説明ありがとうございます。

今ご説明のあった一番いじめの形態として多い冷やかしの悪口というところなんですけれども、具体的にどのような悪口とか冷やかしの言葉が発せられているか、何かそういったような分析みたいなものというのはございますでしょうか。といいますのも、後ほどの多様性というところとの関わりで、例えばどういう発言をされたのかという分析が、もしかしたら有益なのかなと少し思ったものですから伺いたします、もしされていなければもちろん結構なんですけれども。

○委員長 どうでしょうか。調査の中で子どもたちが回答する中で、どのような言葉が発せられているか分かりますか。

○高丸統括指導主事 こちらの回答については、分類されているものから学校が選んでいるという形になるので、この調査だけでは、そういった何があるかというのは分析はできていないというのが正直なところです。ただ、学校のほうから上がってきた報告であるとか、毎月の生活指導主任会とかで、主立ったものというのは出てきたりしますので、確かにおっしゃるとおり具体的に何があったのか、どんな言葉があったのかということピックアップして分類していくという作業は意味があるかなと。

○委員B 可能であれば少しそういった余力があればですけれども、何かやっていただけるとちょっといいのかなという気はしたところです。

すみません、以上です。

○委員長 例えばどうですかね、この冷やかしのかからかいについて、教育委員会の範囲内で構わないので、何か聞いた範囲でのことがもしあればご紹介をしていたいただければと思います。

○高丸統括指導主事 そうですね。例えば背丈のことであるとか体のことであるとか、そういったことから始まったりですとか、人間関係の中で出てきた言葉、パソコンや携帯電話等もありますけれども、SNS等で、あなたのやったことが嫌だみたいなことを言ったりということは、実際の具体の一つとしてあるかなと。

○荒井指導課長 すみません、逆に事務局からの逆質問で恐縮なんですけれども、例えばS CやS S Wのお立場で相談が出た事例などは、逆にお聞かせいただけると大変勉強になるかなと、また校長先生もいらっしゃいますので教えていただければと思いますが。

○委員長 特に脅し文句なんていうのは、どのようなものを現状子どもたちは使っているのかということも含めて、もし何か印象に残っているものとかがあればですけれども、いかがでしょうか、委員Cや委員D。

○委員C ちょっと一生懸命記憶を遡りながらなんですけれども、脅し文句というところで言いますと、小学校ですと中学年以降、特に女子の中でのグループの友達同士のグループみたいなつながりが強くなっていったりするような時期があるかと思うんです。もちろん男子も高学年にかけて仲のいいグループというものができると思うんですけれども、例えばその中でお子さんたちは、そのグループから外れるということ、すごく不安だったり心配だったりというふうに思っている子が多いんですけれども、中にはその仲間に入れないぞという形で、そのグループに入れないで孤立させるということを脅し文句的に話を伝えて、同じメンバーで同じ行動を取るようにするですとか、そういうことを言われたとか、それがすごく不安であったりとかということも中にはありますし、先ほど統括指導主事からもお話があったような体ですね。容姿に関することを言われたですとか、あとは能力的なものです。学校で体育で走るですとか、様々なチームの中で活動をすると思うんですけれども、その中でリレーとか全体で行うというときに足が遅いというところでそれを責めるですとか、そういうような形で言われて嫌だったというようなお話を相談として受けたことはありますか。低学年のお子さんですと、本当に学校の中でやっていらっしゃるちくちく言葉みたいな言葉というんですか、「ばか」とか「死ね」とか「うざい」とかといった言葉を言われて、すごく嫌な気持ちになったというような話を聞くことはあります。

○委員長 ありがとうございます。

委員A、どうですか、学校のほうとすると。

○委員A 傾向として今、委員Cがおっしゃられたことと似ていると思うんですけれども、低学年と高学年では、その質に大きな差があるなという印象は持っています。低学年の子は、本当に軽微なことでもすぐ自分は嫌な思いをしたと言ってきますんで、いじめの件数もあれだけ多くなってくるんだと思います。具体的には「ばか」とか「うそつき」とか、そういったことが多いかなと思います。それが中学年、

高学年になってくると、相手の身体的特徴であるとか、苦手なことをわざと取り上げて言うとか、ひどいのになると、その子の出身に関わるようなことについてからかっているなんていう事案もありましたね。

○委員長 そういった言葉を、指導する教員たちがどう察知して、子どもたちにどうフィードバックして是正するように指導していくかということも大事になってくると思います。

じゃ、委員E、どうですか、中学生となるとまた違った意味での言葉があるのではないのでしょうか。

○委員E 私が聞いた範囲でとしかお伝えできないんですけれども、具体的な言葉を言わないからこそ先生たちが対応できないという場面が結構あって、例えば「フン」みたいな、聞こえないように言うんだけれども、ちらちら顔を見ながら笑うとか、そういうこそくとか、そうすると先生からしたら、じゃ、何も言われていないのかとなっちゃうんですよね。具体的に攻撃を受けたりしていないけれども、視線だったり嫌らしい笑い方だったり、そういう言葉ではないし暴力でもないし直接何も無いんだけれども、追い詰められるみたいな、そうなったときの対応はどういうことができるのかなというのがすごく、年が上になってくるとやり方もちょっと小ずるくなるというか、絶対相手を傷つけることができるけれども、証拠が残らないという、そのあたり非常に親としては心配なところもあります。

○委員長 いわゆる言語化されるものではないけれども、態度や雰囲気ですれを醸し出すという、それをまた受けるほうの子どもたちは、自分に向けられていると思うことでより不安になっていってしまうんですね。そういうことも含めて、このふれあい月間も含め、教員たちがどう指導していくかということを考えていくことだと思います。ありがとうございます。

委員B、そんなところでいいですか。

○委員B はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか、何かご質問や。

じゃ、委員D。

○委員D 私もソーシャルワーカーのほうで、私もふと振り返るとというところで、ちょっと先ほどのお話と通じるところで、特に中学生のお子さんとかでなかなか学習とかが苦手なという、そういった苦手感の積み重ねが、教室で「この授業が分かる人」とかというふうに先生に当てられたりとか、何かすごく私がふと思い出して印象的だったのが、そういうふうに当てられたときに答えられなかったときに周り

の子の反応、空気感を感じるということがとても苦痛でとかで、スクールソーシャルワーカーは武蔵野市の不登校のお子さんをたくさんケースとして抱えている中で、そういった気持ちが少しずつ話されたときにそういったエピソードが出てきたりとかしたときに、授業で分からない自分を見せるのが公開処刑だという言葉が発したお子さんがいて、そういったことが不登校の長期につながっていたというのが、私はすごい今ふとエピソードとして思い出されていてというようなところがありますね。

○委員長 ですから普通、学校の授業の中で教師が「何々さん、どうかな」と聞いていくことについても、全体のバランスをどう考えていかなきゃいけないかということも、また気に留めて、それが行為が悪いというわけではないんだろうけれども、そういう今、公開処刑みたいと思う子もいるんだという、いろいろな多様性の中での感じ方を教員が考えながら指導していくということなんでしょうね。ありがとうございます。

○委員B せっかくいろいろと議論していただいたんで、私もちょっと想定していたのは、例えば容姿的なものとか能力的な問題もありますし、例えば今、外国籍であるとか言語上の問題をいろいろ抱えているお子様も、中にはいらっしゃるだろうというのがあるのと、あといわゆる性的マイノリティーと言われているような形で、自分の身体的なものと心の認識が違うという方も中にはいらっしゃるわけで、そういった方に対して例えば「男のくせに」とか「女のくせに」みたいな、そういったような発言があるのかなとか、いろいろそういったところで、教育的な配慮であるとか指導につなげていくことができるのかなと少し思ったものですから、そのあたりの発言の分析というのはあってもいいのかなというところで発言させていただいたということになります。

○委員長 それがもしできれば、それに着目してどうというような手だてや、私たちの関わり方をしていけばいいのかという一つの例示なり、そういうものが見えてくるかもしれないですね。分かりました。

ほかに内容についての質問等はどうでしょうか。大丈夫ですか。

委員F。

○委員F 今、子ども同士の発言という話だったと思うんですけれども、先生方が指導の中でどういう言葉を用いるかということも私はちょっと気になっていて、先生が子どもに言うのはオーケーなのか、それももう少し配慮が必要な言葉も多分あると思うんですよね。そういうところも見逃さないで、教師の側も使う言葉、もっ

と適切な言い回しがあるとか指導の方法があるとかというのは、私はそれもすごく大事で、子どもに示しているわけなんで、先生が話す時間が圧倒的に多いわけですから日本の学校では。それを検討に入れていただき、子どものことだけじゃなくてと、ちょっと思いました。

○委員長 そうですね。これはその次のいじめ基本方針のところの具体的な改訂の方向性の中で、いわゆる学校風土の中で、子どもたちとともに教師の在り方だったりということで、今、委員Fが言ったようなそういうところも具体的にしていって、次につながっていくところかなというふうに思います。

では、時間もありますので進行ということで、次の議事の（３）ですね。武蔵野市のいじめに関する現状と取組ということで、説明のほうをまずよろしくお願いいたします、事務局。

○高丸統括指導主事 では、私のほうからまず全体的なところということで、審議いただきたい内容の説明をさせていただこうと思います。資料の６、武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂についてをご覧ください。

まず現状と課題というところでございます。本市では、平成25年にまずいじめ防止対策推進法というのが施行されまして、それを受けて翌26年に武蔵野市いじめ防止基本方針、また令和３年度には武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策というのを策定をいたしました。

先ほど話にありましたとおり、資料５のこの下の部分ですね。これがいじめ防止基本方針の私たちが出している基本方針はこれだけというところになります。そしてそれをさらに具体として何をやっていこうかということを書かせていただいているのが、資料４のこちらの冊子、具体的方策ということになっております。ですので、先ほど奈良が説明をいたしました、様々なポスターに子どもたちの考えを入れるであるとか、いじめ防止推進月間であるとか、共通アンケートの実施等は、こちらと解されているものでございます。具体的には８ページ、９ページに、こういったことをやろうということで、市の教育委員会としての取組ということで紹介させていただいております。

ただ、この取組をやってきたところなんですけれども、最初に教育長からもありましたけれども、国は令和４年に生徒指導提要进行、そして令和６年にはいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂ということを行っております。そして東京都もつい先月なんですけれども、こういった流れを受けて、いじめ総合対策の第３次というものをつくったところなんです。本市としても大きな流れとしては、

令和5年度に子どもの権利条例の施行ということがありまして、そして今年度から、第四期の学校教育計画というところにこれを反映させていったというところがあります。ちょっと資料が多くなるので、今回はこの第四期の学校教育計画は用意をさせていただいてはいないんですけれども、その中でも子どもたちの一人一人の良さや可能性を引き出すということを非常に大事にしている。そして教育理念には、自他の幸せと豊かな社会の実現を目指す未来のつくり手を育むということを掲げているということもあります。そういった市としてもこれからやっていきたい方向性、そして国や都の方向性ということの最新の流れ、そういったことを踏まえて、こうしたいじめ対策についていま一度見直しをしていく必要があるのではないかと、我々としては考えているところでございます。

じゃ、具体的にどういう方向で改訂をしていこうかというところにつきまして、ここから先は指導主事から説明をさせていただこうと思います。

○奈良指導主事 では、続いて資料6の2番、方針と具体的方策の改訂の方向性をご覧いただきながら説明を聞いていただけたらと思います。

今回そこに丸で示してありますが、市いじめ防止基本方針及び具体的な方策を、次の2つの視点から改訂していくのはどうかと考えております。皆様には本日、こうした視点からの改訂でよいのか、足りない視点や、もっと訴えていくべき点はないか、ご意見いただきたく存じます。

まず改訂の視点1つ目は、生徒指導提要に示されたいじめ対応の重層的支援構造や、都のいじめ総合対策3次に示された自己指導力の育成を踏まえたものにするということです。ここで、資料中段にあります図を併せてご覧いただけたらと思います。こちらは生徒指導提要に示されているいじめ対応の重層的支援構造の図でございます。生徒指導提要とは、令和4年度に国から示された生徒指導に関する基本的な考え方をまとめたものでございます。

この構造ですが、子どもの状況に応じて指導を重ねていく必要があるということを示しております。例えば一番下は、全ての児童・生徒を対象とした発達支持的生徒指導といって、全ての教育活動の中で多様性を認め、いじめなどの人権侵害を許さない指導を行う層でございます。

次の層は課題未然防止教育といって、道徳や特別活動などの時間に、先ほど紹介したようないじめを取り上げた授業ですとか、子ども主体によるいじめ防止の長期的な取組、例えばポスター作り、これも先ほど紹介しましたが、このような指導を重ねるものでございます。

3つ目の層、課題早期発見対応の層では、アンケート調査や聞き取りを行い、いじめの兆候の発見や早期に素早く対応するというところでございます。学期ごとに設定したふれあい月間でのアンケート調査がこちらに当たります。

最後、一番上、困難課題対応的生徒指導の層は、いじめの解消に向けた対応をすべき深刻な課題を抱えている特定の児童・生徒への指導・助言を行う層です。学校いじめ対策会議を開催し組織的な指導や援助を行うことが当たります。生徒指導では、このような切れ目のない重層的指導を行っていくことが求められています。こうした指導体制を重ねることで子どもの中に、いじめを許さない、あったとしてもすぐに止める、相談するなどの自己指導力を高め重ねていくことが大切です。

さきに触れた都いじめ総合対策第3次では、生徒指導提要で示された生徒指導の内容を踏まえ、日頃の取組を見直すよう求められており、自己指導力として子どもが何をしたいか、何をすべきかと主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定し、その達成のために自発的・自律的に自らの行動を決断し実行することを育むこととして取り上げております。これら図のいじめの対応の重層的支援構造や自己指導力の育成を踏まえた改訂を、市として行っていくのはどうかというのが方向性の1つ目でございます。

2つ目、いじめの重大事態ガイドライン改訂版に示された平時の備え、申立てがあった際の対応、重大事態調査で調査すべき項目等を反映させるのはどうかという方向性でございます。重大事態ガイドライン改訂版は、重大事態の発生件数が増加したということ、調査の実施に関わる様々な課題が明らかになっていることから行われました。本市においても重大事態に備える取組をさらに充実していくことが求められていると考えております。

資料6の3番のほうに進みます。この2点の方向性を踏まえて今回、資料にあるとおり市いじめ防止基本方針を次のように整理しましたので、後ほどご検討いただきたいと思います。

改訂案の右側の四角、資料下段ですが、右側の四角をご覧ください。さきに示したいじめ対応における重層的支援構造と連動しております。一つずつご紹介します。

「1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します」、「2 いじめ問題への理解・未然防止に努めます」、「3 迅速・確実な組織的対応を徹底します」、「4 いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制を作ります」、さっきの重層的支援構造の一番下、発達支持的生徒指導が、1番目の全ての児童・生徒が安心できる学校風土の実現、2段目の課題予防的生徒指導の課題未然防止教育

が2番目のいじめ問題への理解・未然防止といったように関連づけた内容となっております。また、1番目と2番目の括弧のところで示してあるように、こちらで自己指導力の育成を重点的に行うということを意識しております。

続いて資料の裏面に進んでいただけますでしょうか。こちらは具体的方策に関する改訂案でございます。改訂のポイントは、初めにいじめ防止に関する基本的な事項を押さえた上で、基本方針の4つをさらに具現化し具体的な方策を示したことでございます。さきに紹介しました基本方針1の安心できる学校風土の実現に向けて多様性に配慮した学校・学級づくりを進めること、魅力ある授業を実現することなどの項目としております。

なお、この項目は生徒指導提要やいじめ総合対策を参考に作成しております。付け足しますと、その左側に現行のものがございますが、現行は基本方針と整合性が不十分となっており、基本方針の理念が生かされていないことが課題だと感じられたため、改訂ではこの点について留意いたしました。

市教育委員会としましては、市いじめ防止基本方針及び具体的方策について、さきに説明した2つの視点から改訂していくのはどうかと考えております。皆様から本日、この視点でよいのか、足りない視点、訴えていくべき点など、ご意見を賜りたく存じます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○高丸統括指導主事 少し私のほうで補足をさせていただきますと、今我々がやってきた取組自体は、この4層構造の中でしっかりやっているものがあるんだというふうには思うんですけども、ただ、その大本となる基本方針というところと照らし合わせたときに、なかなか整合性が取れていないなというふうに感じていたということが、我々の課題意識としてあります。また、そこに次の具体的方策というところについても、そこが逆に先ほど指導主事の話からもありましたけれども、基本方針としっかり照らし合わせていると言えるだろうかというところの整合性というところ、また、先ほどの重大事態というところの対応というところは、もう少し具体的にしたほうがいいんじゃないかということで、それを具体的方策の後段のところにとしっかりと厚く書くというところでやっていきたいというふうに思っております。

先ほどから話に出ております子どもたちの自己指導力、いじめを自分たちで抑制していくというところの観点から、さきに重層的支援構造というところを意識した

基本方針をまずは設定をし、それを具体としてこういった形でできるだろうかということ、具体的方策というところにつなげていくという形でしていきたいと思っているというところで、我々としては考えているんですけども、こちらについて皆様のお立場から様々なご意見を、今日はいただけるとありがたいところでございます。

○委員長 1つ私からですけども、先ほど改訂の要点は、1つはいじめの対応を、重層的支援構造等を踏まえて、その中に自己指導力も兼ね合わせてどう方針をつくっていくかということと、もう一つで出ていた、いじめの重大ガイドラインの申立てがあった際の重大事態調査にすべき項目等を反映させたいというようなことがありました。それは具体的に言うところの第5のところ、改訂案の第5ということではないでしょうか。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

まず大きなところとしては、改訂案の前文のところを見ていただきたいと思いますけれども、こちらに「人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき」ということにさせていただいております。ここの法に基づくというところで、いじめ防止対策推進法でこの重大事態というところが規定されているものですから、しっかりそこに対応するよということを出しているというところが、まず大本としてはございます。その上で今、委員長からもありましたとおり、この改訂案で言うところの3番、4番、方針の中で言うと3番、4番というところは重大事態というところの設定ということになっていきますし、さらに具体というところになると、裏面の具体的方策の第5のところが一番大きく膨らませていったというところになっています。

○委員長 そこと関連していくということですね。分かりました。

いわゆる教育委員会とすると、重層的支援構造という1つ理論的なものがあるわけですから、それを踏まえて方針をつくっていったって、さらにその方針を具体化するための具体的な取組をというふうに、考え方としてそういう方向でやっていこうと思っているということなんですね。そこでもう少し具体的な方策の改善のポイントですとか、もう少しこういう点は加えたらどうだろうかとか、そういうようなところについて皆様の専門的なお立場から、ご意見、ご感想でも構わないのでいろいろいただいてというふうにおっしゃっているところです。

いかがでしょうか。どなたか、まずこのようなところはどうかかなんていうふうに感じたところでも、ご意見でも構いませんのでいただければ。

委員A、よろしくお願いいたします。

○委員A 課題や改善点を申し上げる前に、私は評価したいところというところ意見を言わせていただきます。改訂版の生徒指導提要に示された重層的支援構造の中で、特にこの土台になっている発達支持的生徒指導というところが強調されていること、ここに述べられていることが改訂案の筆頭になっていること、これは画期的なことだと思うんです。

それまでの基本方針の中では、「いじめはいけないことだ」ということに気づかせたり、知らせたりすることで、未然防止しようというところが目立っていますけれども、それよりもまず子どもたちの心が安心・安定していること、学校が楽しいと感じられるような取組があることが、例えば「そこまでやったらやばいんじゃない？」とか「それはやめといたほうがいいよ。」というような自己指導力につながっていくということが、この改訂案の中で強調されているということを、学校現場としては高く評価させていただきたいと思っています。

○委員長 いかがでしょうか。今、委員Aのほうから、全ての児童・生徒が安心できる学校風土を醸成、実現していくという、いわゆる土台のところのことをきちんとやっていくことへの評価がありました。ここに関連してどなたかご意見やご感想があれば伺いたいところですが。

では、委員G、よろしくお願いいたします。

○委員G 私も現行のものをを見ると、まあ大体こういうことかなと思うようなことが書いてあるので、今回は基本的に子どもがどう考えたり行動するようになったら、こういうふうにならなければいじめも少なくなるのではないかなというようなことを見据えた形の指導が書いてあって、これは東京都のいじめ総合対策ということで、これを土台にするということは一つの前進でいいことだと思いました。

その一方で、武蔵野市の基本方針ということですので、例えばここの最初に書いてあります子どもの権利条例というのをつくりました、そのことでもいいですし、もともと武蔵野市では市民性教育をしてきたとか、ホームルーム活動でいじめ防止のことをしてきたとか、そういう実績もあると思うんですね。ですのでそういうことを踏まえてこういうふうにしますとか、ちょっと武蔵野市らしさが出るというかなと思いました。

○委員長 委員G、ありがとうございます。

いわゆる武蔵野市としての独自性というか、独自性があるということは、私たちが主体的にそれに取り組んでいくという意思表示でもあると思うので、そういった

ようなものがこの前文の中に入ってくるというのは一つの考え方ですね。入ったりしながら、学校風土の中のところをどう具体的な記述、いわゆる実践的なものにしていくかと、そういうようなところの独自性みたいなものを感じられるようにしたらどうですかというようなことですね。武蔵野市は本当に市民的資質というものを大事にしながらもやってきているところなので、そういうところですね。

どうでしょうか。この今、学校風土に関するところが話題が出ているので、お感じになっているようなことを少しまだ挙げていただければ。委員Cや委員Dはどうでしょうか、市のほうにいらっしゃる方としても。

○委員C 学校風土を実現していく、安心できる学校風土をというふうな考えはすごく大切だなというところ、このいじめに関するだけでなく、ほかの様々な学校の不登校も今、数が増えているところでもありますし、そういった意味では学校が安心できる、自分たちが楽しく明るく生活できる場所、居場所であるというふうなことをつくっていくということが土台であるというのは、とても大事なお考えかなというふうには感じています。

先ほど委員Bからもありました多様性というところで、様々な今、問題が社会の中でも議題として挙がっている部分もあるかなと思いますので、こういったことを認め合うというふうなことも学んでいったりとか、それが当たり前のようになるような形で学校で子どもたちが育っていくということも大切かなというふうには思います。すみません、感想といいますか。

○委員長 ありがとうございます。そうしましたら、今、委員Aのほうから、この全ての児童・生徒が安心できる学校風土というようなところが挙げられたところから、少し何人かのご意見を伺いましたが、それに捉われず、この改訂案の方向性についてお一人お一人ご意見やご感想をいただいて、また何か深められる点があれば今みたいにお聞きするという形を取っていこうと思います。

それでは、ご指名させていただくので失礼かもしれませんが、名簿の順にお聞きしていきたいと思います。では、委員B、どうでしょうか。

○委員B ありがとうございます。

私も改訂案を事前に拝見をしております、方向性としては新しくいじめ総合対策等々を踏まえたものにするということで、方向性としてはすばらしいものだとも私も考えてはおります。既に武蔵野市でもいろいろ取組をされているということは理解はしておりますし、そういったものを整理して、ちょっと分量が多いかなと思いますので、それをうまく整理するのは大変かなと思いますけれども、ここをうまく

整理してまとめていただければなというふうには思っております。

私から何点か、今の多様性等々も含めてお話なんですけれども、1つは、具体的にどの程度まで細かく書かれる予定なのか分からないので、もしかしたらもう既に想定されていらっしゃることもかもしれないんですけれども、裏面の改訂案の実際の項目というところを拝見をしていて4点ほどなんですけれども、1点目は、まず第1のいじめというところで、これは従前から何度も私が申し上げてもう不要かと思うんですけれども、いじめとは何かというようなところの認識というか、そのあたりの共有であるとか、あるいは重大事態ガイドラインに書いてありますけれども、初動のあたりでのしっかりとした記録化でありますとか、そういったようなところを、しっかりとガイドラインも踏まえて記載をしていただけるといいかなというふうに思っています。実際、重大事態というふうに発展していくときには、過去の記録等々を必ず参照することになり、あるいは記録がないというようなこともありますので、そういうことがないように武蔵野市では確実な認識の共有とか情報共有、そういったものがなされている、記録化もされているというところを徹底していただければなというふうに思っております。

あと2点目は、この自己指導力というところで、先ほど委員Gからもお話があった独自性というところとも関わるかもしれませんが、ここはいじめの総合対策第3次の恐らく下巻に、いろいろと具体例というかそういったものが載っていたかと思えますけれども、そういったこともプラス武蔵野市で取り組んでいる、従前取り組んでいたようなことがあれば、そういったことも武蔵野市の取組という形で入れていただくと、より独自性というか、武蔵野市の取組であるということが示せるのかなというふうに思います。

それから3点目で、第2の安心できる学校風土の実現というところで多様性というのがございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、多様性といっても本当にいろいろな生徒さんとか考え方がありますので、きめ細かな能力、身体的にもそうですし、外国の方、あるいはそれぞれの自己認識の性的なものを含めた在り方とか、そういったものもいろいろ踏まえて少し何か具体的なところを一言でも書いていただけると、よりいろいろな本当に少数な、いわゆる少数と言われている方々にも配慮をした、そういう本当に安心できる学校というのが実現できるかなと思いますので、そこを少し意識していただけるといいかなというふうに思います。

それから第4のあたりの2で子ども・保護者からの相談体制の構築というのがございまして、学校の先生もそうですし、お子さんももちろん取組は大事ですけれど

も、保護者の方の取組であるとか認識というか、そういったこともとても重要だと思っていますので、従前のこの具体的方策の中にも保護者への啓発というような形で書かれていた部分があったかと思いますけれども、より具体的に、例えば年度の初めに学校の取組として、あるいは市の取組としてこういうのをやっていますよということを、紙で配布をもうされているかもしれませんが、そういう形で啓発するとか、取組をこういうふうに進めていきますというのを示していただくとか、そういう形で保護者との認識共有というのでも進めていただくことを、何か記載をしていただけるといいのかなというふうに思いました。

それからもう一点、ちょっと多くなりましたけれども、いじめの態様のところでSNSですね。どうしてもここが今とても大きな問題になっていますし、学校内だけではなくて学校外でのいじめであるとか、塾であるとか、そういったところで見えないところでいろいろなことが起こり得るところがありますので、そこに關しても何らかどこかで言及をして、そういう言及される予定かとは思いますが、言及していただければいいかなというふうに思っております。

私からは以上になります。すみません、長くなりましたが。

○委員長 いや、とんでもないです。大事なことです。

今、委員Bから5点かなと思いますけれども、ご指摘がありました。1つ、これはまた後ほど持ち帰って委員会のほうでも精査することだと思いますけれども、武蔵野市の取組というこれまでのことも入れながらというところで、何かその辺のところで一つ二つご紹介いただけるものがあれば、どうでしょうかね。

○高丸統括指導主事 いろいろあるんで、それだけで30分ぐらい時間をかけてお話ししたいぐらいなんですけれども、1つ先ほどから市民性というところがありますけれども、そういった武蔵野市民科という形で地域の方々であるとか、自分たちの学校の中でもいいんですけれども、課題を見つけて、それをよりよくしていこうであるとか、もっとこうしたらいいんじゃないかということを提案していくということとでやっている取組なんかはございます。

また、5年生と中学校1年生でセカンドスクールということがありまして、これは非常に体験活動を長い期間、子どもたちは行くんですけれども、ある意味親元を離れ、自分たちだけでやらなくちゃいけないようなことというのが、様々なトラブルも生じるんですけれども、それを乗り越えて子どもたち同士、力が強くなっていく、仲よくなっていくということがあったりしますので、そういったところは1つ土台作りとしては特色として入れられるかなというふうには思いました。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。

では、医療に関するというようなところのお立場から委員F、いかがでしょうか。

○委員F 今回具体化されてきたのはすごくいいことだと思っています。私はいじめが子どもと学校ということだけじゃなくて、私の立場からすると家庭教育がもっと豊かになるとかということが結構大事だと思っていて、例えば家庭内がすごく不安定で両親の間でいろいろな言葉が飛び交っている例もあるし、子どもに対して、その子どものできていないところをすごく指摘するみたいなタイプのところもあれば、教育虐待みたいに、より塾なんかで頑張っているところに行こうみたいなことで、すごく子どもに負荷がかかっているケースも多いかと思うんですね。

あと逆にネグレクトみたいな形でケアされていない子どもたちもいるので、これを行政とか学校がどこまでやるかという問題はあるけれども、一人一人の子が家庭でどのくらい育っているかということが、いじめの加害者にも被害者にもなりやすさをつくると私は感じているので、とにかく家庭教育とかみたいなことを学校に入る前からもっとやっていくといいなと思っているし、学校に入ってから親への啓蒙活動というか、いじめのことだけじゃなくて、どんなふう子どもとの愛着形成をしていくかとか、困ったときにどう相談するかとか、学習だけじゃない勉強だけじゃないもっと心の豊かな育みをどうやっていくかということに、親もノウハウが足りなかったり相談できなかったり不安だったりもするので、私はそんな情報をもっと市民とか保護者に与えていけたら、それこそいい環境ができるかなとすごく思っています、ちょっとこれとはまた別なのか、ちょっと壮大過ぎるか分からないけれども。

○委員長 でも、今、委員Fがおっしゃった、さっき委員Bもおっしゃっていますが、いわゆる保護者への啓発、いわゆる家庭教育をどう学校としても、それは家庭のことで私たちはというわけじゃなくて、連携しながら耕していく、醸成していく、そういう取組が、もしかするとある意味武蔵野市らしさにもつながってくるのかなというのを思うので、もし時間があればそういうことをこの後、少し協議できたらと思いました。じゃ、ほかの委員からも感想なりを。

委員A、いかがでしょうか、先ほどプラス面のご評価をいただいたところだったですけれども、校長先生のところから何かほかにも付け加えることがあれば。

○委員A いじめかなと思ったときに、すぐにそれを察知して対応するということが非常に大事だと思うんですね。スピーディーな対応といいますか。ですからこの第4のところ、このあたりがもう少し具体化してくると、学校としてもいろいろと

取り組みやすくなるのではないかと思います。

○委員長 第4のところの迅速・確実な組織的対応の4つの項目が今ありますけれども、その辺のところをどういうふうに具体化して、またそれを学校が指針となってもっと具体化するためにはどのような投げかけをしていくか、また、もしかするとこの中に、先ほど委員Fがおっしゃっていたような保護者との家庭教育との連携、もしくは家庭教育のあるべき姿みたいところでできるような方向性みたいなのが、もしかすると書き込むことができれば、また違ってくるかもしれないですね。委員A、ありがとうございます。

では、改めて委員Cからいかがでしょうか。全体的なことも含めて。

○委員C ありがとうございます。

私、心理士の立場からという形でお伝えをさせていただきますと、この具体的な方策であったりとかという中で、例えば安心できる学校風土の実現、第2のところであったり、第3の未然予防の部分ですね。ここが基本的には先生方の学級経営であったり指導であったりという部分が書かれていらっしゃるかなと思いますけれども、最後に専門的な連携ということでカウンセラーというところも、もっと活用というふうにはなっているのかなと思いますけれども、私たち心理士も未然予防という形で、先生方の指導というところも含め、私たちとしては支援という形で関わらせていただいていますので、そこの未然予防のところも、専門的な立場として先生方と連携しながらやっていける部分はあるのかなというふうには思っています。

あとは最後の対応の部分ですかね。いじめが起きた際の対応のところ、いじめを受けたお子さんへの心理的なケア、保護者へのケアというところで力添えできる部分も多いかなと思いますけれども、あとはどうしても学校の中ですと、いじめた側のお子さんに対しての指導という形の考え方が強いかなという部分もあるんですけども、もちろんいじめた側のお子様にもいろいろな思いがあったりとか、保護者の方もいろいろな葛藤だったりとか、ご不安だったりとかというところもあるのかなと思います。

子どもの権利条例のほうでは、いじめた側の子どもにも必要に応じて支援を行っていくというような文言があったかなと思うんですけども、そういったいじめをした側、私たちは加害・被害というふうな考え方でご相談の人を受けるということはせずに、目の前の方がどんなことで困っているかというところを大事にしてお話を伺うような立場で動きますんで、そういったいじめをしたお子さん、またはその

保護者への心理的なケアというところでも、そういった視点も少し視点を置いていただいて、今でもそれは書いていただいているけれども、改めてそちらも大事にしてつくっていただけるとありがたいなというふうには思います。

○委員長 ありがとうございます。

いじめをしてしまった子、または受けた子、両方の心理的なケアの側面から、具体的な方針、方策のところではどんなような取組をとっているところの1つ視点をどうでしょうかというようなご意見だったかと思います。

例えば委員C、第1から第5の柱に、今みたいなお話というのは、どのあたりに改めて盛り込むとすればみたいな何かイメージがありますか。

○委員C 基本的には最後の関係機関との連携というところに入ってくるかなとは思っています。深刻化させないということもそうですし、先ほど最初のほうにお伝えした未然予防というところでも、例えばですけども、カウンセラーが学校の中でお子さんたち向けにストレスケアのお話を伝えたりとかというような形で、お力添えできる部分があったりとかしますんで、そういったところでも少し盛り込んでいただいたりとかというのはあるといいかなとは思ったりします。

○委員長 ありがとうございます。

では、社会福祉士というお立場から委員D、いかがでしょうか。

○委員D 私とすると、裏面の第2の安心できる学校風土の実現というところは、このところに書かれています適切な援助希求の促進というようなところが、私とすると結構気になるところといたしますか、助けてほしいというメッセージは子どもがそれぞれにそれぞれなりの形で表現していたりとかすると、この「適切な」というのも、一方ではちょっとお話が重複してしまうんですけども、学校教員とか周りの大人たちから見ると結構問題として見られるような行動が、実はその子なりのSOSの発信の仕方、だけれども、そこの部分がそういうことをやっちゃ良くないよねという指導のところだと、その子の持っている深い気持ちのところ、やっぱり見てももらえないというような思いがどんどん積み重なっていくと、より子どもの行動がどんどん荒れていったりとか、中に「大人なんて」みたいな言葉とかで信用ができない、それが学校の先生に対してということであったりとか、委員Fのほうからもお話があった本来の家庭の中でということでは、保護者の方にも自分の存在を認めてもらえていない、そういうようなお子さんとかがいたりとか、そうするとその積み重なったものが学校現場とかで表出されていったりとかとなると、本当にそういったところでも学校が安心してそういう、その出している子どものその気持ち

を学校の先生たちが安心して受け止めてくれたり、クラスのそういった周りのお友達が受け止めてくれたりとかとあると、家庭でちょっとフォローが必要なお子さんに対しても、また学校の中でもそういうフォローを受けられると、その子の成長というのは大きく変わっていくのかなというのが、ちょっとすみません、まとまりのない感想になってしまうんですけども、どうしてもソーシャルワーカーとなると、そういった家庭的な背景であり、その親御さんご自身も、育ってきた成育歴の中でご自身の傷つきとかがあってお子さんに、本当は関わりたいんだけど、うまく関われなくて、でも、すごく自分の子どもだから愛情は持っている。でも、自分の子どもが学校で何かそういった行動を起こしてしまった、言われてしまった。また親御さんは「何でなんだ」というようなことがこうなると、そこで学校と家庭の摩擦が起きてしまったりとかとあったりするかなと思うと、この子ども・保護者からの相談体制の構築と、すみません、第4のところにあるような、こういったところも大事になってくるのかなというふうに感じたところであります。すみません、まとまりのない感想になってしまったんですけども。

○委員長 そういう側面でいろいろなものを抱えてきた子どもたちを、どう学校が受け止めて、そして適切に支援していくのかという、そういう側面はすごく大事なところですよ。ありがとうございます。

では、PTAのほうからということで委員E、すみません、お待たせしました。

○委員E 1週間前にこの全体の資料を頂いて、私は割とゆっくり読む時間が取れたので読ませていただいて、特に資料4の武蔵野市のいじめ防止基本方針に基づく具体的方策というところを、興味深く読ませていただいたんですけども、この対応のとおりには動けたら何て見守られている市なんだと、子どもたちなんだと思えるんですね。なんだけれども、やっぱりいじめがなくならないし、なかなか解決しないという現状があるという、その乖離はどこから生まれるんだろうというふうにちょっと1週間ぐらい考えていて、学校の先生と保護者と子どもというそれぞれの大きな立場というかがあると思うんですけども、その中でいじめに対して、いじめられた側といじめた側というふうによく見がちなんですけれども、子どもに近い保護者のほうから話を聞いていたりすると、発現したときはいじめた側だけでも、実はいじめられっ子だったけれども、腹に耐えかねて手が出ちゃったとかということがあったりとか、どっちも可能性がある、すぐに入れ替わるような微妙なところに子どもたちはいるんだなというのをよく感じていて、先ほど情報の共有だったり記録化というお話があったんですけども、私もそこはすごく大事だなと思っています。

て、同じ子どもに対して遡れる記録を取っておくことだったりとか、対応した先生も守ることになると思うんですね。どのような対応をしたのか、できなかったのか、個人情報の問題とかも昨今細かく言われるので、なかなかそれを共有することというのは難しいかもしれないんですけども、情報を記録化しておくことで対応できることというのは多いんじゃないかなと1つ思ったことと、あとこの具体的方策というところに、子どもと子どもということが基本的な争点になっていて、子どもと先生というところがないなというふうに思っていて、もしかしたら教育指導のほうのカテゴリーでこういうルールブックがあるのかななんとも思ったんですけども、先生から生徒に対するちょっと厳しめのことがあったというところは、そちらでいいと思うんですけども、子どもが先生にやるのが結構あるんですね。

私が知っているのだと給食に入れたりとか、だからそういう子どもたちが先生に対して意地悪なことをすることの対応をその先生だけで対応するのは、しなきゃいけないみたいになっていないかなというのはちょっと心配になっていて、学級崩壊がそんなに多い都市だとは思っていないんですけども、それでもないわけではないしというところで、先生たちに対する巧妙になっていっているやり方も、保護者が知っているぐらいだから、子どもたちはきっと見ているけれども、それに対してアクションを起こしていないと思うんですね。

相談してほしいといろいろな場面で言っているし、先週の会議の後に各学校のホームページを見たときに、必ずいじめ対策のリンクが張ってあって、各学校の方針も市の方針に則ったものをもう少し簡略化したものを独自で張っているし、すごく「見てね」、「相談してね」というふうに言っているんだけど、実際に相談してくれる件数だったりとか内容が多くはないというか、自分がいじめられているんだと認めることも苦しいことだし、何かやっちゃったけれども、いじめた側も実はいじめた理由を、自分でも分かっていない何かのストレスを抱えているというところがあるので、ぜひ初期の発見の段階で、相手に知られたくないけれども、自分も立ち直りたいといういじめられた側だったら、すぐにカウンセリングにつなげてほしいとか、いじめてしまった子も、私はカウンセリングで助けられた経験があるので、カウンセラーさんにつないであげるところをもう少し、決まり事にするのは難しいかもしれないんですけども、話すことで解決することもある、たくさんある、重大事項に行く前の段階で話すことで解消することもあるんじゃないかなと思うので、このあたりのルートが見つかればいいかなと思っています。すみません、何かまとまりがなくて。

○委員長 ありがとうございます。

その相談するルートとか、その相談の窓口だったり、その辺のところをどうつくっていったって示していくかということも大事だと思います。今、委員Eがおっしゃっていたように子どもと子どものいじめ、あと先ほど委員Fもおっしゃっていた、教師が子どもに対する言語も含めての環境体としてどうあるのかとかいうか、教師が子どもをいじめてしまうような部分とかはもしかするとあるかもしれないですね。そういうようなものというのは、もしかするとこの安心できる学校風土の実現の中にそういうような視点からも学校のありよう、教師のありようみたいな、そういうようなところの視点も、先ほどの委員Fのお話を聞いているとあるのかなというふうには思っているところです。委員E、ありがとうございます。

それじゃ、民生児童委員のお立場から委員H、いかがでしょうか。

○委員H 児童・生徒は、親にいじめのことを言えない子がいると思います。いじめを訴えやすい環境を整えて相手を思いやる心を育むことが未然防止につながれば一番いいのですが、それもなかなか難しいのが現状です。いじめ問題は学校、家庭、地域、関係機関が一体となって情報を共有し取り組むことが重要なことであり、被害者、加害者どちらになっても不思議なことではありません。これは人ごととは思わぬように家庭環境などを構築していくことも必要ではないかと思います。

私たち民生児童委員は、年に1回6月から7月にかけて担当地区の学校訪問を行っております。今年は6月にありました。小学校と中学校は全体的に落ち着いて学校生活を送っているとの報告がありましたが、なかには個別に少し課題がある児童もいるとの報告も受けています。登校を渋る児童に対してはS S Wの方が登校と一緒にして学校に来ており不登校の児童の中にはフリースクール、チャレンジルームなどを利用している児童もいます。また教室に入れない児童については別室登校により学校に来ることができる児童・生徒もいるとのことでした。

今ゲームがオンラインでつながることで知らない人とやると怖いという話が出ているのですが、対面で分かっている人とやるならまだおなじにはいいのかと思いますが、フレンドウオッシュなどに入ったら困るという話も出ました。お金がなくてもP a y P a yで課金ができるなど、私もゲームのことはそんなに詳しいことは分からないんですが、こういうゲームについて専門的な方に児童・生徒に対してお話ししていただけたらいいのかと思います。そのお話を聞いて児童・生徒が物事をはっきり見分けられたり、判断できたり、あと理解する、気づくのではないかと思います。多少前後はあると思いますが、今ゲームがちょっと怖いなと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

いわゆる子どもたちが自己の力で判断していく、その理解と判断力と行動力というか、そういう部分をどう学校の中で鍛えていくかということもすごく大事になってくるんですね。ありがとうございます。

それじゃ、最後に委員G、いかがでしょうか、改めて全体的なことも含めて。

○委員G それぞれのお立場から実際に接したケースやお話を聞かせていただいて、本当になるほどなと思ったんですけれども、委員Eがおっしゃった、ちゃんと立派な基本方針とか方策があってもどうしていじめはなくなるんだろうと思うという、本当にそうだと思うんですね。この先生のクラスだからとか、この学校だからうまく対応してもらえなかったというふうなことがないような、方針とかこの方策に従ってちゃんとやっているという、少なくともその線を確認できるような基本方針になればいいなというのを1つ感じました。

それともう一つは、記録のことで何人かの委員の方から話が出ましたが、本当に記録を残すということは大切なことで、何か相談をカウンセラーさんにしたとか、先生にこういうことを相談したとか、子どもさんでも親御さんでもあると思うんですね。それが後々に経過を調べる上で重要になったり、対応がどうだったかということも振り返って、親の意見と学校などの意見が違ってしまったときに、解決する上でとても大事な資料だと思います。先生方は本当に学校の中でお忙しいと思いますが、何か記録を残すということが、もっとルーティン化するとか、もっと楽にできるようになるといいなと思ったのでお聞きします。ここの資料6の裏の改訂案、具体的方策の改訂案の第6の参考資料に様式集というのがあるんですが、それはどのようなものですか。

○高丸統括指導主事 これからつくっていきたいと思っているところではあるんですけれども、先ほどお話しした重大事態のガイドラインの中にも幾つか参考的なものが出ていたりしていますし、先ほどのお話からある学校のほうでも既に作っているもの、いいものがあつたりしますので、そういったところから好事例ということを入れていきたいというふうには思っているところでございます。

○委員G 例えば学校ごとに違ったりするものですか、記録の仕方とかは。

○高丸統括指導主事 基本的に外してほしくない項目というのはもちろんあるんですけれども、形としてはそれぞれの学校で少し違うところはあるので。

○委員G あとよく記録の開示の請求というケースもあると思いますが、例えばカ

ウンセラーさんに相談した内容とか、そういうのを開示というのはなかなか個人情報ということで難しくなることもあるようです。けれども、例えば相談したときに、今日こういうことを話しましたねみたいな記録をお互いに共有して、お互いがこうでしたと納得のできるような形で残せれば、本人同士なので別に個人情報ということで開示が問題にならないのではないかと思います。何か保護者と学校側が対立しないようになるための方策として、お互いが気持ちを共通できるものが増えるといいなとは思っています。

○委員長 いわゆる書いた中身を、お互いがそのとおりだと了解しているということですね、言った・言わないじゃなくてということですね。

○委員G そうですね。その場でできればいいなと思って、話したことが文字化されるのが今はありますよね。それを要約する機能もあるようなので、何かそういうツールを使ったりとか、何か誤解がないようにして保護者と学校がいい関係でいられたらいいなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

時間になるので、ここでそれぞれの立場からのご意見は、全ていろいろな項目に触れていたと思うので終わりにしたいと思うのですが、最後にすみません、委員B、今の記録のこと、お互いが「そうだよね」、「この内容で確かだよね」と、そこで落ち着くのが一番いいんでしょうが、後になって、「いや、俺はそんなことを言っていない」、「私は」みたいなのが生じてくる。この辺について専門的な立場から少しコメントいただけたらいいかなと思うんですが。

○委員B そこはなかなか、そのそれぞれの保護者の方の対応にもよるというか、今、委員Gがおっしゃった、まず様式というところで申し上げると、例えばこの様式でこういうふうに記録化するんだよ、日時、場所、対話した人は誰なのかとか、内容はこうだよと、例えばそういう定式なものを作っておけば先生の負担も小さいのかなと思うので、その様式という意味では、そういったものがあつたほうがいいかなというのは、少し今お話を聞いていて思ったのと、今、委員長がおっしゃっていたところで言うと、ただ、それを例えば学校が記録して保護者の方に見ていただいても、「いや、私の意図はこうじゃないんだ」と、「学校としてはこう捉えているんだ」という形で、そこのそもそも記録がまとまらないということにもなり得るのかなと思うので、そこの認識を統一するというのは、容易でいてなかなか難しいところなのかなという気はしますので、そこは課題、学校から記録してみて「こういう認識でいいですか」というふうに伺って、それでまた記録する、残しておく

いうところまではできると思うんですけども、完全な認識の一致を残すというのはもしかしたら難しいのかなと、ちょっと伺っていて思ったところですかね。

○委員長 ありがとうございます。

いずれにしろ記憶より記録ということで、しっかり記録に残していくことを、いわゆる学校サイドを含めてきちんとしていくということが大事になっていくかなというふうに思います。

それでは、ちょっと過ぎてしまいましたけれども、1回目の協議はここまでかなと思いますので、事務局にお戻しします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

皆様から様々なご意見をいただきましたので、こちらはいただいたことを踏まえて、これから具体的にしっかりと文章化していきたいというふうに思いますので、また見やすく分かりやすくというところも大事にしていきたいというふうに思いますので、ぜひまたご意見いただければと思います。

もし今日以降も、またこの資料を見ていて気になったところとか、こういった視点があればいいんじゃないかとか、そういったことがありましたらば、ぜひメール等でも結構ですのでいただけると幸いです。

○委員長 では、これで第1回目の会議を閉じたいと思います。

皆様、ありがとうございました。

—了—